

通所リハビリテーション重要事項説明書

2024年9月1日

1. 金沢古府記念病院通所リハビリテーションの概要

事業所名： (医社) 竜山会 金沢古府記念病院通所リハビリテーション

所在地： 石川県金沢市古府1-150

電話： 代表：076-240-3555 直通：076-240-3562 (内線241)

介護保険事業所番号： 1710122324

サービス提供対象地域： 金沢市および白山市、野々市町、内灘町

2. 営業日および営業時間

(1) 営業日

月曜日から土曜日

<休業日>日曜日、祝日、年末年始12/31から1/3、夏期休業日

(2) 営業時間

午前8時15分から午後5時15分まで

3. 当事業所の職員体制

管理者(医師, 常勤、兼任) 1名、看護職員(非常勤、専任)1名、理学療法士(常勤、専任)2名
作業療法士(常勤、兼任) 1名、介護職員(常勤、専任)5名

4. サービス内容

送迎、食事、入浴、リハビリテーション、栄養改善、口腔機能、レクリエーション、相談

5. 料金

(1単位は10.17円)

(加算)

〈基本料〉(6~7時間未満)

要介護1	715単位
要介護2	850単位
要介護3	981単位
要介護4	1,137単位
要介護5	1,290単位

リハビリテーション提供体制加算	二	24単位
入浴介助加算		40単位
口腔機能向上加算Ⅱ		160単位
リハビリテーションマネジメント加算 口 (医師説明有の場合各+270単位)	6ヶ月以内	593単位
	6ヶ月超	273単位
短期集中個別リハビリテーション実施加算		110単位
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	I	240単位
	Ⅱ	1,920単位
介護職員処遇改善加算Ⅱ		単位数×8.3%
科学的介護推進体制加算		40単位

※その他 食費500円、作業材料費150円などは自費負担となります。なお、負担割合に応じて利用者負担が異なります。

6. 料金の支払方法

1. 前月分の請求書を翌月 10 日までに発行致します。発行月内に①現金を利用日にお持ち頂くか、②銀行に振込んで頂くか、どちらでも構いません。
2. なお、銀行振込の場合、振込手数料は利用者様のご負担になります。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

介護支援専門員と打ち合わせの上、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの中止および終了

- ・利用者から中止の申し出があった場合
- ・利用者が入院、入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合
- ・利用者がサービス料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、督促したにもかかわらず料金を支払わない場合
- ・利用者がサービスの継続をしがたい理由を生じさせた場合 等

8. 損害賠償

利用者がサービス利用中に、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の身体、財産に損害を与えた場合、その損害を賠償します。

9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は当院にて診察を行い、家族、居宅介護支援事業者等へ連絡する。

10. 事故発生時の対応

利用者に対する通所リハビリテーションサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

11. サービス内容に関する苦情

①当事業所

電話 076-240-3555

②当事業所以外の金沢市の相談、苦情窓口などに苦情を伝えることができます。

金沢市介護保険課 電話 076-220-2264

12. 個人情報の利用

指定居宅サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意をいただきます。

13. 秘密保持

事業所の従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講ずる。

介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

2024年6月1日

1. 金沢古府記念病院通所リハビリテーションの概要

事業所名： (医社) 竜山会 金沢古府記念病院通所リハビリテーション

所在地： 石川県金沢市古府1-150

電話： 代表：076-240-3555 直通：076-240-3562 (内線241)

介護保険事業所番号： 1710122324

サービス提供対象地域： 金沢市および白山市、野々市町、内灘町

2. 営業日および営業時間

(1) 営業日

月曜日から土曜日

<休業日>日曜日、祝日、年末年始12/31から1/3、夏期休業日

(2) 営業時間

午前8時15分から午後5時15分まで

3. 当事業所の職員体制

管理者(医師、常勤、兼任)1名、看護職員(非常勤、専任)1名、理学療法士(常勤、専任)2名
作業療法士(常勤、兼任)1名、介護職員(常勤、専任)5名

4. サービス内容

送迎、食事、入浴、リハビリテーション、栄養改善、口腔機能、レクリエーション、相談

5. 料金

<基本料>		<加算料金>		(1単位は10.17円)
要支援1	2,268単位	口腔機能向上加算		150単位
要支援2	4,228単位	介護職員処遇改善加算Ⅱ		単位数×8.3%
		科学的介護推進体制加算		40単位

※その他 食費500円、作業材料費150円などは自費負担となります。

6. 料金の支払方法

- 前月分の請求書を翌月5日までに発行致します。発行月内に①現金を利用日にお持ち頂くか、②銀行に振込んで頂くか、どちらでも構いません。
- なお、銀行振込の場合、振込手数料は利用者様のご負担になります。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

介護支援専門員と打ち合わせの上、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの中止および終了

- ・利用者から中止の申し出があった場合
- ・利用者が入院、入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合
- ・利用者がサービス料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、督促したにもかかわらず料金を支払わない場合
- ・利用者がサービスの継続をしがたい理由を生じさせた場合 等

8. 損害賠償

利用者がサービス利用中に、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の身体、財産に損害を与えた場合、その損害を賠償します。

9. 緊急時の対応方法

利用者がサービス利用中に、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の身体、財産に損害を与えた場合、その損害を賠償します。

10. 事故発生時の対応

利用者に対する通所リハビリテーションサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

11. サービス内容に関する苦情

①当事業所

電話 076-240-3555

②当事業所以外の金沢市の相談、苦情窓口などに苦情を伝えることができます。

金沢市介護保険課

電話 076-220-2264

12. 個人情報の利用

指定居宅サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意をいただきます。

13. 秘密保持

事業所の従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講ずる。